

第二種健康診断特例区域治療支援事業

★第二種健康診断受診者証を所持している方を対象とした、
被爆者と同等の医療費助成を行う事業が始まりました。

1. 事業の概要

➤ 医療費助成の範囲

令和6年12月1日から、以下を除き、全ての医療費が助成の対象になりました。

※対象外の疾病（被爆者と同じ）

- ①原子爆弾投下以前にかかった精神疾患
- ②遺伝性疾患
- ③先天性疾患
- ④むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce）

➤ 事業の対象者

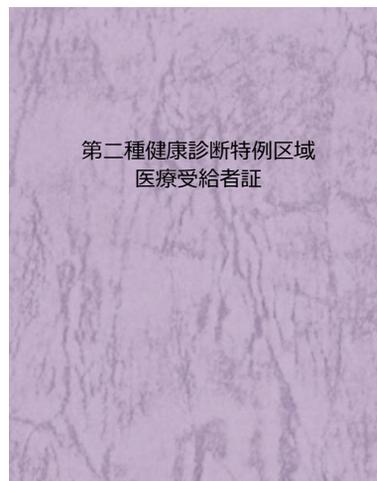
- ・**11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている方が対象です。**
- ・**受給者証の交付申請をしていただく必要があります。**

※11種類の障害（代表的な疾病）

- | | | |
|--|---|--|
| ① 造血機能障害
<small>（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）</small> | ② 肝臓機能障害
<small>（肝硬変など）</small> | ③ 細胞増殖機能障害
<small>（悪性新生物など）</small> |
| ④ 内分泌腺機能障害
<small>（糖尿病、甲状腺機能低下症、甲状腺機能亢進症など）</small> | ⑤ 脳血管障害
<small>（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など）</small> | ⑥ 循環器機能障害
<small>（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）</small> |
| ⑦ 腎臓機能障害
<small>（ネフローゼ症候群、慢性腎炎、慢性腎不全、慢性糸球体腎炎など）</small> | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害
<small>（白内障など）</small> | ⑨ 呼吸器機能障害
<small>（肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など）</small> |
| ⑩ 運動器機能障害
<small>（変形性関節症、変形性脊椎症など）</small> | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害
<small>（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）</small> | |

※受給者証

- ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を新たに交付します。
- ・長崎県（長崎市）にて申請内容の審査の上、郵送します。
- ・有効期限はありません。（更新は不要です）



2. 申請までの流れ

新事業が対象とする11種類の障害を伴う疾病の有無

ある

ない

【新事業】

新受給者証
(第二種健康診断特例区域
医療受給者証)

被爆体験者
精神医療受給者証

交付を
希望

希望しない

引き続きご利用いただけます。
※年1回以上の精神科受診は不要
になります。(令和6年12月から)

①かかりつけの医療機関において、**11種類の障害のいずれかを伴う疾病にかかっていることがわかる所定の診断書を作成**ください。

※診断書作成費用は自己負担です

②所定の診断書、申請書兼同意書、第二種健康診断受診者証の写し、の3点を長崎県（長崎市）へ提出ください。

③長崎県（長崎市）で審査のうえ、交付となった場合、ご本人へ受給者証を郵送します。

※申請から交付まで、およそ1～2か月ほどかかる場合があります

④新受給者証が届くまでの間は、現在ご利用中の受給者証を医療機関の窓口にて提示。

受給者証が届くまでの間に医療機関を受診される場合は、いったん自己負担分をお支払いいただき、領収書の保管をお願いします。

3. 被爆体験者精神影響等調査研究事業の変更点について

・令和6年12月1日から、年1回以上の精神科受診が不要になります。

※やむを得ない理由により、どうしても精神科を受診出来ない場合に必要だった、かかりつけ医によるフォローアップシートの提出も不要となります。

問い合わせ先

第二種健康診断受診者証をお持ちの方 ※長崎県外にお住まいの方も対象です。

長崎県 福祉保健部

原爆被爆者援護課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL 095-895-2475

(担当区域)

長崎県内（長崎市外）九州・中国・四国地方

長崎市 原爆被爆対策部 調査課

拡大地域支援係

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1290

(担当区域)

長崎市内、北海道・東北・関東・中部・近畿地方

(令和7年6月18日)